

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	22	担当課	保健福祉課
法令名	愛媛県立衛生環境研究所使用料条例	根拠条項	6	不利益処分の種類	過料(使用料の不正な免れに対する)	
(罰則) 第6条 詐偽その他不正の手段により第2条及び第3条に規定する使用料の徴収を免れた者は、当該使用料の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。						